



PEFC Japan (日本PEFC認証管理団体) (PEFC National Governing Body in Japan)

一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）は、PEFC GD 1004:2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づき、委任団体「日本PEFC認証管理団体（PEFC National Governing Body in Japan）」として、2016年5月1日付でPEFC評議会との間でPEFC認証制度の管理に関する契約（日本のPEFC認証制度の管理契約書）を締結し、主に次の業務を実施します。

<PEFC Japan（日本PEFC認証管理団体）の主な業務>

- a) 認証機関のPEFC 公示
- b) PEFC ロゴ使用ライセンスの発行
- c) PEFC 登録システムの運用
- d) 苦情および紛争の処理

PEFC認証制度の管理契約書

関連PEFC文書（抜粋）

- 「PEFC 評議会定款（略）」
- 「PEFC評議会 テクニカル文書（抜粋）」
- PEFC ST 2001:2008 「PEFC ロゴ使用規則—要求事項（抜粋）」
- PEFC GD 1002:2008 「PEFC加盟メンバーの受け入れ（抜粋）」
- PEFC GD 1004:2009 「PEFC認証制度の管理運営（全文）」

PEFC認証制度の管理契約書

本契約書は、SGECが、SGEC附属文書1-P-1「PEFC加盟申証明書」に基づく「日本のPEFC認証管理団体」として、PEFC GD 1004:2009「PEFC認証制度の管理運営」の規定により、2016年5月1日付でPEFC評議会との間で締結したPEFC認証制度の管理に関する契約である。

PEFC認証制度の管理契約書

- (1) The Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes
(以下「PEFC評議会」という。)

World Trade Center 1, 10, Route de l'Aéroport, CH – 1215 Geneva, Switzerland

- (2) (一社) 緑の循環認証会議 (SGEC) (以下「委任団体」という。)

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル4

委任団体は、PEFC評議会より、PEFC評議会に代わってPEFC認証制度の管理について委任を受けた団体である。PEFC評議会は、PEFC認証制度の管理する団体である。

ここに、上記二者は、下記条項について合意する。

なお、この契約書の正式文書は、SGEC附属文書1-P-2に示す英語版契約書とする。

第1条 定義 PEFC制度の管理運営

1 PEFC GD 1004:2009 「PEFC 認証制度の管理運営」は、PEFC認証制度の管理運営のための要求事項であり、この契約文書の一部として別添される。なお、PEFC GD 1004:2009は現時点のもの及びで有効であり、PEFC評議会によって、時々改正されるものを有効とする。

2 PEFC認証制度の管理運営料金表は、PEFC GD 1004:2009の付属書に記載され、この契約文書の一部として別添される。

第2条 PEFC認証制度の管理運営

1 委任団体は、PEFC評議会に代わって、日本に所在する認証CoC等に対して、PEFCロゴ使用ライセンスを発行することが認められる。これには、本部を日本に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対して発行するものも含まれる。

2 委任団体は、日本においてPEFC相互承認を受けた森林管理認証及び/或いはCoC認証業務を行う認証機関に対して、PEFC公示を発行することが認められる。これには、本部を

日本に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対してCoC認証書を発行する認証機関のものも含まれる。

3 委任団体は、PEFC登録システムを運営する義務を負う。

4 委任団体は、苦情及び紛争処理の手順を策定する義務を負う。

5 委任団体は、PEFC GD 1004:2009（改正を含む）を遵守し、前第2条に規定されたPEFC認証制度の管理の任務を果たさなければならない。

第3条 料金

委任団体は、PEFC評議会が発行する請求書に基づいて料金を支払う義務を負う。料金の額は、PEFC制度の管理運営料金表に規定されされている。この額は契約の有効期間内にPEFC評議会によって変更することができる。PEFC評議会と認可団体の間の契約に規定する料金の変更は、その変更に関してPEFC評議会が委任団体に書面にて通知した翌年から有効となる。

第4条 契約の終了と罰金

1 当事者のどちらも、書留書簡による3ヶ月前の通知でもって、この契約を終了できる。

2 PEFC評議会は、この契約の条件のいずれかが遵守されていないと信ずる事由が生じた場合、この契約を即時に一時的な解約、或いは、終了させることができる。

3 PEFC評議会は、前項に規定する一時的な解約、或いは、終了によってロゴ使用者が被るいかなるコストや被害に対して弁済の義務を負わない。

4 PEFC GD 1004:2009に基づいて、委任団体がロゴ使用者に科す罰金は、下記に述べる方法で、PEFC評議会と委任団体の収入とされる。法的経費を含む不正使用の発見や証拠に関する正当な経費は、徴収された罰金からその経費を支弁した者に充当され、補填される。残金の75%はPEFC評議会に、25%は認可団体に配分される。

第5条 裁定

1 この契約書は、スイス国内法に従う。

2 この合意から生ずるいかなる紛争も、スイス連邦最高裁への上告の権利を条件として、最終的かつ独占的にジュネーブ地方裁判所により裁定される。

2016年5月1日

PEFC事務局長

ベン・ガニバーク

SGEC事務局長

中川清郎

添付 PEFC GD 1004:2009 「PEFC認証制度の管理運営」（別掲）

○ PEFC 評議会定款（略）

○ PEFC評議会 テクニカル文書（抜粋）

3 PEFCの組織構造

3.1 国際レベル

PEFC評議会は、PEFCの枠組みの構築と実施に関する調整を国際レベルにおいて行なう。その運営においては、独立したPEFC各国認証管理団体と緊密な連携を保持する。組織構造は定款において定められる。

PEFC各国認証管理団体はPEFC評議会のメンバーである。各々のメンバーは、総会議決権を有する代表者一名、及び、議決権を持たないオブザーバー2名を指名することが出来る。

その他の国際的団体で関心を有するものは、総会における議決権を持たない「特別会員」の資格を申請することが出来る。総会はPEFC評議会の最高意思決定の権限を有し、その果たすべき役割は定款によって定められる。

PEFC評議会は、総会の選任によるPEFC評議会理事会によって管理、運営される。PEFC評議会理事会メンバーは総会における議決権を持たない。PEFC評議会理事会の責務は定款によって定められる。PEFC評議会理事会は、PEFC評議会の会長及び副会長よりなる執行委員会を任命する。必要であると認められる時は、PEFC評議会理事会の他のメンバーを共に任命することも可能である。執行委員会は、PEFC評議会理事会によって権限を委譲された理事会の一定の責務及び機能を担う。

PEFC評議会事務局長は事務局の業務を担い、PEFC評議会理事会によって任命され、又、これに対して責任を負う。

3.2 各国レベル

各国レベルにおいては、当該国の主要な森林所有者諸団体からの支持を得た全国レベルの森林所有者団体、又は、全国レベルの林業団体は、PEFC評議会への会員申請をする法主体であるPEFC各国認証管理団体の構成員となるよう関心を有する全ての国内団体・組織の参加を募る責任を負う。

PEFC各国認証管理団体は自らの定款を作成するが、これがPEFC評議会の定款に抵触しな

いことを確認する責任を負う。

PEFC認証管理団体が行う意思決定については、全ての参加関係者が公正で、継続的、かつ、適正な形で影響力を行使することが可能でなければならない。

PEFCの枠組みにおける「参画の要素」は優れて（各国の）全国レベルや国内レベルで適用される。PEFC各国認証管理団体の現行の、或いは、改定後の定款は英訳の上、PEFC評議会宛に提出しなければならない。

PEFCに対する全ての正式文書や通信は英語によらなければならない。PEFC各国認証管理団体は、契約の下に（自らが）PEFC商標を使用し、又、契約の下にPEFC評議会を代理して該当国内におけるPEFC商標の使用許可書を発行する権利に対する申請をする。

（PEFC ST 2001:2008「PEFCロゴ使用規則」を参照）

○ PEFC ST 2001:2008 「PEFC ロゴ使用規則—要求事項（抜粋）」

5.2 PEFC ロゴの使用権

PEFC ロゴは、PEFC 評議会、またはPEFC ロゴ使用者が居住する国においてPEFC 評議会による認可を受けた組織が発行するPEFC ロゴ使用許可の下に使用しなければならない。PEFC ロゴの使用は個別の法主体を対象に許可される。

上記の認可を受けた組織とは、PEFC 各国認証管理団体(NGB)、またはPEFC 評議会に代わって使用許可を発行することを認可された組織である。

PEFC 評議会または認可を受けた組織は、製品外のロゴ使用を目的とする一度切りのPEFC ロゴ使用を許可することができる。

○ PEFC GD 1002:2008「PEFC加盟メンバーの受け入れ（抜粋）」

1. 適用範囲

この文書は、PEFC 評議会に加盟するPEFC 各国認証管理団体や国際組織、およびそれらがPEFC評議会の会員であることに関してPEFC 評議会の定款が定める要求事項を扱うものであり、組織が下記のいずれかとして認められるための手順について解説する。

- a) PEFC 各国認証管理団体
- b) PEFC ステークホルダー・フォーラムの会員

この文書は、既存のPEFC 評議会メンバー資格を他の組織に変更、または委譲する場合にも適用される。

3. PEFC加盟の条件

3.1 PEFC各国認証管理団体（NGB）

PEFC 各国認証管理団体の候補となる各国の全国的な組織は、下記を満たさなければならない。

- a) 法人であること（PEFC テクニカル文書3.2 項）
- b) その組織の定款がPEFC 評議会の定款に抵触しないこと
（PEFC テクニカル文書3.2 項）
- c) 国内でPEFC 認証制度を実施することをその設立目的に含むこと
（PEFC 定款3. A. 1 項）
- d) PEFC 評議会の諸規則と要求事項を遵守することにコミット（約束）していること
（PEFC 定款3.2 項）
- e) 全国レベルの森林所有者または林業者組織の支持を得ていること
（PEFC 定款3. A. 1 項）
- f) 参画する利害関係者が、公正、連続的かつ適正に該当組織の意思決定に影響を与え
ることが出来ること
（PEFC テクニカル文書3.2 項）

○ PEFC GD 1004;2009 「PEFC認証制度の管理運営（全文）」

目次

- 1 適用範囲
- 2 基準的参考文書
- 3 定義と用語
 3. 1 委任団体
 3. 2 ログ使用ライセンスの発行団体
 3. 3 PEFC 公示の実行団体
- 4 一般的な要求事項
- 5 認証機関のPEFC 公示
- 6 PEFC ログ使用ライセンス
 6. 1 PEFC ログ使用ライセンスの適用範囲
 6. 2 PEFC ログ使用ライセンスの発行
- 7 PEFC 登録システム
- 8 紛争と苦情の処理手順

付属書 1 : PEFC 認証制度の管理運営契約書

付属書 2 : PEFC 認証制度の管理運営料金表（略）

前置き

PEFC 評議会（the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）は、森林認証および林製品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の認証主張やラベルが貼付された商品は、原材料が持続可能に管理された森林を出処とすることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、PEFC 要求事項への適合と定期的な再評価を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

序文

PEFC 認証制度の統治は、小政府主義の原則および分権的な組織構造に基づく。それ故、PEFC 認証制度の運営は、各国認証管理団体が存在する国においては各国認証団体が、それ以外の国においてはPEFC 評議会または認可を受けた他の団体によって執行される。PEFC 評議会は、PEFC 認証制度の利用者のニーズと期待に応え、複数の国で営業する利用者に一貫性を確保し、異なる国で営業するPEFC の利用者に対する差別の発生を防ぐためのPEFC 認証制度の調和ある実行を確実にする責任を負う。

1. 適用範囲

この文書は、下記の課題を含むPEFC認証制度の管理運営に関する要求事項をその対象範囲とする。

- a) 認証機関のPEFC 公示
- b) PEFC ロゴ使用ライセンスの発行
- c) PEFC 登録システムの運用
- d) 苦情および紛争の処理手順

このガイドの要求事項はPEFC 評議会およびPEFC 評議会を代行して上記を実行する委任団体に適用される。

2. 基準的参考文献

PEFC ST 2001:1009、PEFC ロゴ使用規則—要求事項

3. 用語と定義

3.1 委任団体

PEFC 評議会により、PEFC 評議会に代わってPEFC 認証制度の管理運営を執行する認可を受けた団体。

注意書：委任団体とは、特定の国の各国認証管理団体（NGB）またはPEFC 認証制度の管理運営を執行する権限を与えられた団体。

3.2 ロゴ使用ライセンスの発行団体

PEFC ロゴ使用ライセンスの発行に関する責任を負う団体。

注意書：PEFC ロゴ使用ライセンスの発行団体とは、PEFC 評議会または委任団体である。

3.3 PEFC公示の実行団体認証機関に対するPEFC 公示を実行する団体。

注意書：PEFC 公示の実行団体とはPEFC 評議会または委任団体である。

4. 一般的な要求事項

4.1 PEFC 認証制度の管理運営上の任務（認証機関のPEFC 公示、PEFC ロゴライセンスの発行、PEFC 登録システムの運用）は、下記の団体によって執行される。

- a) PEFC 認証管理団体が存在しない国においてはPEFC 評議会がPEFC 公示、PEFC ロゴライセンスの発行を行う。
- b) PEFC 評議会による委任を受けた団体が存在する国においては、PEFC の委任団体がPEFC公示、PEFC ロゴライセンスの発行を行う。

4.2 複数の国にわたるマルチサイト CoC 認証の場合は、該当マルチサイトの本部が存在する国においてPEFC の管理運営任務の責任を負う団体が、これを執行する。

4.3委任団体は、PEFC 評議会との契約に基づいてPEFC 認証制度の管理運営を実行する。

PEFC 評議会と委任団体との間で締結された契約が終了した場合は、自動的にその団体が発行したPEFC 公示とPEFC ロゴ使用ライセンスも終了する。

5. 認証機関のPEFC公示

5.1 PEFC 公示を実行する団体は、PEFC 公示手順を文書にして有していなければならない。

この文書は下記を確実にしなければならない。

- a) PEFC 公示を受けた認証機関は、PEFC 評議会やPEFC 各国認証管理団体が認証機関に対して設定する要求事項を満たしていること。
- b) PEFC 公示の対象範囲（例えば、森林管理認証かCoC 認証かなど認証の種類、認証の対象となる規格、公示の対象範囲に含まれる国など）が明確に定められている。
- c) 認証機関によるPEFC公示条件からの逸脱の場合やPEFC評議会と委任団体との間に締結された契約が解約された場合は、公示を実行する団体はPEFC 公示を終了することができる。
- d) PEFC 公示は、公示を実行する団体とPEFC 公示を受ける認証機関との間で締結される契約文書に基づく。
- e) PEFC 公示を受けた認証機関は、PEFC 登録システムが要求する認証企業の情報の公示を実行する団体に対して提供する。
- f) PEFC 公示は、認証機関の国籍、協会や組合との関係などによる差別的な扱いを含んではならない。

5.2 PEFC 公示を実行する団体は、PEFC公示に関する料金を設けることができる。委任団体は、PEFC 評議会からの要求があればPEFC 公示料金の金額を通知しなければならない。

6 PEFCロゴ使用ライセンス

6.1 PEFCロゴ使用ライセンスの適用範囲

6.1.1 PEFC ロゴ使用ライセンスはPEFC ST2001:2008 に定められる要求事項に基づき、個別の法主体に対して発行しなければならない。

注意書：PEFC の認証が複数の法主体を適用範囲に含む場合は、個々の法主体がロゴ使用ライセンスの申請をしなければならない。この例としては、グループ認証や地域認証に多数の林家や森林管理者（それぞれ個別の法主体）が対象範囲に含まれる場合や、マルチサイト認証が法的に独立した複数のサイトをその対象範囲に含む場合などがある。

6.1.2 下記の場合においては、PEFC 評議会と認可団体はマルチサイトCoC 認証を所有する組織に対して、マルチサイト組織の全体または一部を対象としたPEFC ロゴマルチ使用ライセンスを発行することができる。

- a) 本部およびサイト(拠点)が単一の法主体の一部であるか、
 - b) 本部およびサイトが単一の経営者と組織構造を有する単一の企業の一部である。
- 注意書：マルチサイト組織がPEFC 認証を取得する目的で設立された場合でサイトが独立法主体であり、単一の経営者と組織構造を有していない場合は、マルチライセンスは発行してはならない。

6.2 PEFCロゴ使用ライセンスの発行

6.2.1 ライセンス発行団体は、PEFC ロゴライセンスの手順を文書にして有していなければならない。この文書は下記を確実にするものでなければならない。

- a) PEFC ロゴ使用ライセンスは、ライセンス発行団体と、PEFC ロゴ使用者の間に締結される契約文書に基づいたものでなければならない。
- b) PEFC ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則 (PEFC ST2001:2008) を順守しなければならない。
- c) PEFC ロゴ使用の適用範囲(ロゴ使用者グループ)が明確に定められていること。
- d) PEFC ロゴ使用ライセンスは、PEFC ロゴ使用者によるPEFC ロゴ使用規則の条件への違反 (PEFC ST 2001:2008) または、PEFC 評議会と委任団体との間の契約に解約があった場合は、ライセンス発行団体によって解約することができる。
- e) ロゴの無許可使用が発生した場合、PEFC ロゴ使用ライセンスは、その無許可使用が意図的でない場合を除き、無許可ロゴ使用に関わる商品の市場価値の5分の1に当たる罰金を定める。この場合、罰金の金額は最高で1万5千スイスフランである。

6.2.2 ライセンス発行団体は、企業によるPEFC ロゴ使用規則 (PEFC ST 2001:2009) への遵守を調査し、これを強いるためのメカニズムを有し、PEFC 登録商標の保護のためには法的措置を含む行動をとらなければならない。

7 PEFC登録システム

7.1 PEFC 評議会およびPEFC委任団体は下記を登録しなければならない。

- a) 各々の委任団体によるPEFC公示を受けた認証機関によって発行されたPEFC森林管理認証書およびCoC 認証書の保有者とそのPEFC 認証製品に関する情報
- b) 各々の委任団体によって発行されたライセンスを有するロゴ使用者
- c) PEFC 公示を受けた認証機関

7.2 PEFC 評議会と委任団体は、PEFC 登録システムの規則およびPEFC 評議会が決めたその他の指示に従わなければならない。

7.3. PEFC 評議会および委任団体は、収集したデータを一般公開しなければならない。

8 苦情と紛争の処理手順

8.1 PEFC 評議会および委任団体は、PEFC 認証制度の統制や管理運営に関わる苦情や紛争の処理の手順に関わる文書を有していなければならない。

8.2 苦情を受けた時は、該当する手順に従って下記が提供されなければならない。

- a) 苦情者に対し、苦情受理の確認書
- b) 必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、および苦情に関する決定
- c) 苦情者および関係者(ステークホルダー)に宛てた該当の苦情に関する決定事項と苦情処理の経過に関する正式な通知
- d) 適切な是正および予防的な行為

PEFC認証制度管理運営の契約書

(1) PEFC森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme) (以下「PEFC評議会」と呼ぶ) と、

(2) 委任団体の名称、(以下「委任団体」と呼ぶ) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- ・委任団体は、PEFC 評議会に代わりPEFC 認証制度の管理運営を実行する権限をPEFC 評議会によって授与された主体である。
- ・PEFC 評議会はPEFC 森林認証制度の統治機関である。

これに基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第一条 定義

1. PEFC 認証制度の管理運営：

これは、この契約書の一部であり、付属書であるPEFC GD 1004:2009P によって定められるPEFC 認証制度の管理運営に関する一連の要求事項である。PEFCGD1004:2009は、現状に定められている通り、および、PEFC 評議会により次節変更される通りにおいて有効である。

2. PEFC 認証制度の管理運営料金表

これは、PEFC GD 1004:2009「PEFC 認証制度の管理運営」の付属文書であり、この契約書の一部としてこの契約書に付属文書として添付される。

第二条 PEFC認証制度の管理運営

1. 委任団体は、PEFC 評議会に代行して、に所在する主体に対しPEFC ロゴ使用ライセンスを発行することが許される。ここには、本部を に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対して発行するPEFC ロゴ使用ライセンスも含まれる。
2. 委任団体は、においてPEFC 相互承認を受けた森林認証制度による森林管理認証およびCoC認証業務を行う認証機関に対してPEFC公示を実行することができる。ここには、本部を に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対してCoC 認証

書を発行する認証機関のPEFC 公示も含まれる。

3. 委任団体は、PEFC 登録システムを運営する義務を負う。
4. 委任団体は、苦情や紛争の処理手順を有する義務を負う。
5. 委任団体は、PEFC GD 1004:2009 および修正がある場合はその修正版を順守し、この契約書の第二条に定められるPEFC 認証制度の管理運営の任務を実行しなければならない。

第三条 料金

1. 委任団体は、PEFC 評議会が発行する請求書に基づいて料金を支払う義務を負う。料金の金額はPEFC 認証制度の管理運営料金表に定められる。この金額はこの契約の有効期限内にPEFC 評議会によって変更することができる。PEFC 評議会と委任団体の間の契約における料金に関する変更は、その変更に関してPEFC 評議会が委任団体に宛てて書面による通知をした翌年から有効となる。

第四条 契約の終了と罰金

1. 当事者のどちらも、書留郵便による3か月前の書面通知によってこの契約を終了することができる。
2. PEFC 評議会は、この契約の条件のいずれかが順守されていないと信ずる事由が発生した場合、この契約を即時に一時的な解約、または、終了することができる。
3. PEFC 評議会は、そのような一時的な解約や終了によってロゴ使用者が被るコストや被害に対して弁償をする義務を負わない。
4. PEFC GD 1004:2009 に基づいて委任団体がロゴ使用者に請求する罰金は、下記に述べる方法でPEFC 評議会または委任団体の利益のために付される。法的経費、不正使用の発見や証拠に関して発生する妥当なコストは、徴収された罰金からあてられ、当初支払った当事者に支払われる。残金の75%はPEFC 評議会に、25%は委任団体に割り当てられる。

第五条 裁定

1. この契約書はスイス法に従う。
2. この合意から発生するすべての紛争は、スイス連邦最高裁への上訴の権利の下に最終的にジュネーブ地方裁による解決を最終かつ唯一の手段とする。

< 2部とも署名 >

年 月 日

ジュネーブ

PEFC 評議会代表

委任団体代表